

令和7年6月23日

公募型プロポーザルの質問書に対する回答書

東 広 島 市 長
(生涯学習部青少年育成課)

東広島市放課後児童クラブ運営業務に係るプロポーザルの実施に際し、令和7年6月19日までに提出された質問については、次のとおり回答します。

NO	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
1	説明書	1頁	(6) 提案上限額	提案上限額に消費税は含まれていますでしょうか。	本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当しますので、消費税は含まれておりません。
2	仕様書	6頁	(9) 昼食提供事業に関する業務	長期休業日における弁当の提供については、登録業者へ発注を行い、受取、配付すると認識してよろしいでしょうか。	昼食提供事業については、登録業者への発注及び代金の支払い、キャンセル手続き等は保護者が行います。業務としては、登録業者から配達された弁当の受取と児童への配付のみとなります。 ただし、弁当容器については、原則児童が持ち帰ることとしています。再使用する容器を使用している場合は、登録業者が用意した回収箱へ返却していただきます。

NO	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
3	仕様書	14頁	費用分担区分	LINEWORKS の使用端末（パソコン等）は貴市の備品を貸与いただき使用するという認識でよろしいでしょうか。	LINEWORKS を使用する端末については、本市との連絡用としてスマートフォン1台を貸与します。パソコンや画面の大きなタブレット等が必要な場合は、受託者にてご用意いただきます。
4	—	—	教材費等	教材費等について保護者からの経費の実費負担はございますか。現状、徴収されている教材費等の金額について教えてください。	現状は、おやつ教材費として、月曜日～金曜日の利用であれば月額1,500円、月曜日～土曜日の利用であれば月額1,800円をご負担いただいています。この額の中で、おやつ及び教材を用意しています。今回の委託において、保護者による教材費の実費負担は無いものとしますので、教材費が発生する場合は委託料に含めていただいて差し支えありません。
5	仕様書	5頁	エ おやつのおやつ購入及び提供	現在の、おやつ代の徴収方法を教えてください。また、宗教食（ハラルフード等）について現在、対象となる児童はおられますか。	現在のおやつ代の徴収については、放課後児童クラブ（以下、「クラブ」という。）が保護者会から預かっている金融機関口座へ、保護者が自動送金する方法が主な方法となっています。また、宗教食（ハラルフード等）について、現在対象となる児童はいます。現状、宗教食対応が必要な児童や食物アレルギーのある児童のおやつについては、保護者に児童が食べても問題の無いものを用意していただき、それを持参していただいています。徴収したおやつ代で購入したおやつについては、自宅へ持ち帰っていただいています。

6	仕様書	6頁	エ 保護者会との連携	保護者会が該当するクラブを教えてください。	今回委託対象となるクラブについては、全て保護者会があります。 保護者会の活動の規模については、クラブにより異なります。
7	仕様書	6頁	保険に関する業務	現在、加入している傷害保険の種類について教えてください。	公益財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」 (児童の加入区分はA1)
8	説明書	5頁	8 候補者の選定 (1) 企画提案書に関するプレゼンテーションの実施	プレゼンテーション参加可能人数について教えてください。	プレゼンテーション参加可能人数に制限は設けておりませんが、最大で5名程度の参加を想定しています。
9	—	—	現地見学	参考としてクラブを見学させていただくことは可能でしょうか。	次の日程で、西条第3いきいき子どもクラブの見学会を行います。詳細は、「放課後児童クラブの見学会について」をご確認ください。 日程：令和7年7月3日（木） 10：00～11：30 ※見学会への参加の有無は、プロポーザル審査に影響しません。